

神戸港客船誘致にかかるファミトリップ等企画及び実施業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務名

神戸港客船誘致にかかるファミトリップ等企画及び実施業務

2. 業務の趣旨

神戸港で発着または寄港する客船の誘致を効果的に行うため、海外の船会社等および船会社契約をする国内のランドオペレーター等に対して FAM トリップを実施し、船会社のニーズに応じた寄港地観光を提案することにより、神戸港への客船誘致を図る。

3. 業務概要

(1) 業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり

(2) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(3) 契約上限額

7,000,000円（消費税・地方消費税を含む）

(4) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は契約金額以外の費用を負担しない。

4. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

5. 応募資格

本業務に応募するものは、次のすべてに該当しないものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- ② 破産法（平成16年法律第75号）第18条もしくは第19条の規定により破産手続き開始の申立てがなされているもの

- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続き開始の申立てがなされているもの
- ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされているもの
- ⑤ 国税（法人税及び消費税）及び地方税を滞納しているもの
- ⑥ 神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止の措置を受けているもの
- ⑦ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）に基づく暴力団等に該当するもの
- ⑧ 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処されている者がいる法人

※神戸市入札参加資格者として登録のないものが応募する場合は、「提出書類等」に加え「法人登記簿謄本（又は登記事項全部証明書）」、「納税証明書その 3 の 3（法人税と消費税及地方消費税）」及び「神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書」を提出すること。

※共同事業体での応募の場合は、以下の内容を遵守すること。

- (ア) 共同事業体の中から代表者を決定し、その意思決定を代表すること。
- (イ) 代表者は、企画提案参加申込兼質問書（様式 1）、企画提案書（様式 5）に基づく業務の総括、代表者以外の構成員間の調整、神戸市との調整の窓口を行い、構成員は役割分担をすること。
- (ウ) 共同事業体の代表者及び構成員は、他の共同事業体の代表者及び構成員になることができない。
- (エ) 企画提案書・事業見積書（様式 2）については代表者のみ提出することとし、「共同事業体結成届出書」の提出もすること。誓約書（様式 4）については、代表者及び構成員共に各社押印の上、提出すること。

6. スケジュール

(1) 公募開始	令和 6 年 3 月 7 日
(2) 企画提案参加申込兼質問書の提出期限	令和 6 年 3 月 22 日 17:30 まで
(3) 質疑回答	令和 6 年 3 月 27 日（予定）
(4) 企画提案書・事業見積書の提出期限	令和 6 年 4 月 19 日 17:30 まで
(5) 企画提案審査会（書面開催予定）	令和 6 年 4 月 24 日頃（予定）
(6) 選考結果通知	令和 6 年 4 月 25 日頃（予定）
(7) 事業開始	令和 6 年 5 月 1 日頃

7. 応募手続き等に関する事項

企画提案参加申込兼質問書の提出

- (1) 受付期間
令和 6 年 3 月 7 日から令和 6 年 3 月 22 日 17 時 30 分まで
- (2) 提出方法
企画提案参加申込兼質問書（様式 1）を作成し、後述の「10. 提出先・連絡先」に記載のメールアドレス宛に電子メールにより送付すること。
なお、件名は「神戸港客船誘致にかかるファムトリップ等企画及び実施業務（質問票送付）」とすること。
- (3) 回答方法および回答の効力
質問に対する回答は、3 月 26 日頃に企画提案参加申込書兼質問書に記載のメールアドレス宛てに送付する。回答内容は実施要領及び業務仕様書を補足する効力を持つものとする。

企画提案書・事業見積書の提出

(1) 提出期限

令和6年4月19日17:30まで

(2) 提出書類

- ① 企画提案書・事業見積書（様式2）
- ② 事業者概要書（様式3）
- ③ 誓約書（様式4）
- ④ 企画提案書（任意様式（表紙：様式5））
A4版とし、表紙・目次を除き20ページ以内とすること。
ただし以下については、必ず記載すること。

- (ア) 実施者の実績
- (イ) 実施時期
- (ウ) 実施内容（対象地域・広告媒体等）
- (エ) 実施体制
- (オ) 追加提案（実施する場合に限る）

※本業務外でよりプロモーションが効果的なものとする提案が盛り込まれているかただし、追加提案の実施にかかる費用については受託事業者の負担とする。

※A4版に加え、補足資料がある場合はA3版の任意様式で提出を認める。

- ⑤ 見積書（任意様式（参考：様式6））
実施に要する経費の内訳が分かるように記載すること。
- ⑥ 共同事業体を結成する場合には「共同事業体結成届」

※提出に係る注意事項

- ・日本語、横書き、フォントサイズ10.5ポイント以上で記載することとし、分かりやすい資料とすること。

(3) 提出部数

- ・①企画提案書・事業見積書（様式2）②事業者概要書（様式3）③誓約書（様式4）
PDFデータ
- ・④企画提案書（任意様式）⑤見積書（任意様式）
正本：PDFデータおよび印刷物1部
副本：PDFデータおよび印刷物6部
※正本は、社名入りの表紙をつけること。副本は、提案者が特定できないよう、全てのページにおいて社名及び社名を類推させるロゴ等を一切記載しないこと。

(4) 受付期間

令和6年3月28日から令和6年4月19日17時30分まで（必着）

(5) 提出方法

電子メール ※印刷物は持参又は郵送とする

※提出先は、本要領10に定める担当部署

※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く9時30分～12時30分、13時30分～17時30分とする。なお、持参する場合は事前に電話連絡をすること。

(6) その他

提出後に、提案内容について神戸市から問い合わせることがある。

8. 事業者の選定に関する事項

(1) 選考方法

本事業の趣旨に沿った提案であることを前提とした上で、提案書における以下の記載内容を踏まえて審査・評価を行い、受託候補者及び次順位の事業者を決定する。

なお、審査・評価にあたって、提案者に企画提案書の内容に関する質問を行うことがある。提案者は、質問送付時に定められた期限内に回答すること。

(2) 選考基準

審査は次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目		配点
見積金額	・ 提案内容に対して見積金額が適切であるか	10
企画提案内容	・ 船会社のニーズに応じた寄港地観光が提案できるか。 ・ 効果的なFAMトリップが行えるか。 ・ ツアー企画への助言・調整業務が行えるか ・ 特別な寄港地観光などの造成、手配が可能か。 ・ 突発的な対応における当日手配が可能か。	50
実現可能性	・ 事業スケジュールは計画性があり、地元等との調整が整っている（又は整う見込みがある）等、実現可能性が高いものとなっているか	30
地元企業の受注機会	・ 地元企業もしくは準地元企業（本社が市内にないが、支店等が市内にある企業）であるか	10
計		100

(3) 企画提案審査会実施方法

開催日時 令和6年4月24日頃（予定）

企画提案書等の提出書類に基づき、書面による審査会を行う。

- ① 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「企画提案内容」の合計点数により決定する。
- ② 評価点の合計が6割に達していない場合は、委託予定業者として選定しない。企画提案者が1者であっても同様の扱いとする。
- ③ 委託予定事業者が辞退又はこの公募型プロポーザル実施要領の規定に違反した事等を理由に協議が不調のときは、企画提案審査で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選考対象から除外する。

- ① 選考委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選考終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選考結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと。

(5) 選考結果の通知及び公表

評価結果及び選考結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、神戸市ホームページに掲載する。

9. その他

<留意事項>

- ・応募に要する費用は全て応募者の負担とする。
- ・提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- ・いかなる場合も提出された書類の返却はしない。また、提出後の内容の修正及び変更は原則として認めない。
- ・提出された企画提案書は、審査・業者選定の用途以外に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ・選考された事業者は、神戸市の定める委託契約約款に基づき契約手続きを行い、契約を締結する。また、提出された書類に関する内容も契約の範囲とする。
- ・契約時における業務費用については、見積り額を上回らないこととする。
- ・契約締結後、応募資格を満たさないことが判明した場合または書類に虚偽の記載が発覚した場合は、神戸市は何ら催告を要せず契約を解除することができる。なお、これにより事業者が生じた損害について神戸市は一切の責任を負わない。

10. 提出先・連絡先

住所：〒650-0046

兵庫県神戸市中央区港島中町 4-1-1 ポートアイランドビル 2F

神戸市港湾局振興課 担当：魚山、竹内

Eメールアドレス：cruise_kobeport@office.city.kobe.lg.jp

電話：(078)595-6289 ※受付時間 平日 9:30～12:30、13:30～17:30